

各（都道府県  
保健所設置市  
特別区）衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和元年台風第19号に係る被災地におけるインフルエンザ等の感染症対策の実施について

本年においては、インフルエンザの流行時期が全国的に早まる可能性があることを踏まえ、標記被災地におけるインフルエンザを含む感染症対策の実施に際し、下記についてご留意いただきますようお願いいたします。

なお、標記被災地を含まない地方公共団体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付します。

記

(1) 避難所における感染予防対策の徹底について

被災地がインフルエンザの流行時期に入る可能性や被災者の避難所での生活が長期化する可能性を踏まえ、避難所においてインフルエンザを含む感染症の発生及び感染拡大を防止するため、貴管内の市町村や、被災者、貴職員を含む関係者に対して、咳エチケットやマスクの着用、手指衛生を改めて周知徹底いただきますようお願いいたします。また、避難所のトイレや床の清掃等を通じた衛生管理についても、引き続き徹底いただきますようお願いいたします。

(2) 支援に従事する者における感染症対策について

被災地に外部から感染症の病原体が持ち込まれることを未然に防止するため、ボランティアをはじめとする被災地域の避難所等へ出入りする者に対して、咳エチケットやマスクの着用、手指消毒の周知徹底を図るとともに、熱等の症状がある場合には支援に従事させないなどの対応の徹底をお願いします。

(3) 感染が疑われる者の早期発見、早期治療、感染拡大の防止について

避難所においては、保健師の巡回、健康相談等により、感染が疑われる者を早期に発見し、速やかな受診につなげることにより、感染拡大の防止に努めていただきますようお願いいたします。